鎌 障 第5544号
令和３年（2021年）１月18日

神奈川県知的障害福祉協会
会長　出縄　守英　様
神奈川県身体障害施設協会
会長　柴田　和生　様
特定非営利活動法人神奈川セルプセンター
会長　鈴木　暢　様

鎌倉市長　　松尾　崇

市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

令和２年（2020年）11月26日付で受理しました標記要望書につきまして、次のとおり、回答いたします。

１　新型コロナウイルス感染症の対応について

(1) 施設において、利用者・職員が陽性者となった場合、保健所が疫学的な調査を行い、濃厚接触者を特定します。神奈川県では、必要と判断した場合、濃厚接触者以外の施設の全職員、全利用者も含めて、検査を行うようにしています。

(2) 風評被害防止につきましては、令和２年（2020年）９月４日付で「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を市ホームページに掲載しており、感染者の出た施設等に対しての風評被害がでないよう呼びかけているところです。今後とも、風評被害がでないよう啓発に努めてまいります。

(3) 在宅支援等の代替支援に関しては、本市では、個々の状況を確認し、その必要性が認められる場合に在宅訪問支援やオンライン支援等の代替支援を認めてきました。また、放課後等デイサービスは、併せて国の補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校が休校になり通所日数が増えた場合等について、令和２年（2020年）４月から７月まで利用者負担額の助成を行いました。今後も個々の状況を勘案した上で、障害者等に必要な支援が届くように柔軟に対応してまいります。

(4) 国は、宿泊施設の確保に関して、新型コロナウイルス感染者に対する病床の確保の観点から軽症者を対象とする対応方針を定めており、保健所から濃厚接触者であると認められた方には、ＰＣＲ検査を受けるまでの間また受けた以降結果が出るまでの間は保健所が自宅待機をお願いしています。なお、検査の結果が出た後については、陽性となった場合、軽症であれば、自宅療養又は宿泊療養となります。また、陰性であっても、14日間の自宅待機を要請されます。自宅待機の場合、充分な感染対策をとるよう保健所の指示がありますので、その指示に従い、自宅にて過ごされるようお願いしています。

(5)本市では、年度毎に「鎌倉市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針」を制

定し、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するように庁内に周知を図ってきたところです。今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、生産活動が減少し、収入減となった就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者への支援については、本市の取組を継続することと併せて、就労継続支援Ｂ型事業所等に対して必要に応じた在宅でのサービス提供支援の周知を行い、利用者の生産活動の場を確保します。また、工賃保障にかかる補助については、近隣市が実施している補助制度等を調査したうえで総合的に判断してまいります。

(6) 国や県では、加算要件の緩和等の他に、新型コロナウイルス感染対策支援事業として、障害福祉サービス事業所等に対し、衛生用品等の費用を助成するといった支援を行っており、本市でも国の補助金を活用し、地域活動支援センター及び日中一時支援事業所に対して人件費や衛生用品等の助成を行う事業を実施しました。今後もサービス提供体制の維持に資する取組を検討してまいります。

2　人材確保について

(1) 障害福祉サービス等を提供している法人には、令和元年度（2019 年度）に職員の不足等、事業の運営状況の調査を行いました。今後、その調査結果を踏まえ、外部研修会等との連携や鎌倉市障害者支援協議会における取組等を通じて福祉の人材確保に取り組んでまいります。

(2) 鎌倉市立小・中学校では、共生社会の実現を目指し、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるよう、児童生徒へのインクルーシブ教育を推進しています。その一つとして、特別の教科道徳や総合的な学習の時間等において、児童生徒の発達の段階に応じて障害者への理解を深める指導を行っています。内容としては、講演だけでなく、アイマスクや車椅子等の体験、福祉施設での職場体験等、体験を通した学習も行っています。
今後も講師の紹介や備品の貸し出し、体験学習への協力等、関係機関・関係施設と学校・市教育委員会との連携に努めてまいります。

3　障害者地域生活サポート事業について

(1) 障害者地域生活サポート事業につきましては、県が設定している 17 のメニューのうち本市では 4 事業を実施しており、その他の事業については団体からの要望等を踏まえ、財政状況等を十分に考慮しながら検討してまいります。

(2) 職員配置等の適用条件に関しては、県が定めているため、県の動向を確認しながら情報取得に努めます。

(3) 本市では、サービス利用者の 99%以上の方がサービス等利用計画を策定しています。また、基幹相談支援センターが市内に 13 箇所ある相談支援事業所を後方支援する体制をとっています。現在相談支援事業所については、人員不足等の課題を抱えている事業所もあるため、今後は各事業所の運営状況を確認し、県が実施している相談支援従事者初任者研修等も活用しながら、現状のサービス等利用計画策定率の維持に努めます。

4　障害者グループホームの運営について

(1) 本市では障害者グループホーム等運営費補助事業における設置費及び運営費に対する補助を実施しており、事業の維持継続に努めてまいります。なお、障害者グループホーム等運営費補助事業における設置費については、初度調弁に加え、バリアフリー化にかかる新築・改修のための

補助金を令和元年度（2019年度）から導入し、令和２年度（2020年度）も引き続き予算化しています。

(2) 本市ではグループホーム利用者への市単独での家賃補助（月額8,000円限度）を行っており、今後も制度の維持継続に努めてまいります。

5　障がい児サービスについて

(1) 本市では就学前児童については、発達支援室に配置している専門職（ＯＴ・ＰＴ・ＳＴ・心理士など）がニーズに応じた相談や継続的な支援を行っています。また、令和３年（2021年）４月から児童発達支援センターあおぞら園の運営について、指定管理者制度を導入し、児童発達支援センターあおぞら園独自に専門職（ＯＴ・ＰＴ・ＳＴ・心理士・看護師など）を配置し、医療的ケア児への対応を含めた専門的な支援の拡充を図ります。さらに、由比ガ浜こどもセンターの３階部分を児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援の３事業を実施する事業所に貸し出し、医療的ケア児の受け入れを前提として事業を実施しています。

(2) 加齢児に対する移行支援については、児童相談所と連携して対象者の把握に努めるとともに、現在把握している加齢児について、関係機関と調整しながら、移行支援を引き続き行ってまいります。

6　相談支援事業の充実について

(1) 相談支援従事者初任者研修・相談支援専門員現任研修は、神奈川県が開催する研修であり、本市の相談支援事業所に周知を行い、本市からも多くの受講希望があります。これらの研修は、障害福祉サービスの充実につながることから、今後も神奈川県に対して受講希望者がより多く受講できるよう機会を捉え伝えてまいります。

7　短期入所事業について

(1) 本市では、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町で構成する湘南東部圏域の枠組みの中で、障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業として、短期入所事業所の確保に取り組んでいます。

(2) 本市では、障害者虐待における緊急時対応として、短期入所事業所と契約し、緊急一時保護の受け入れ先の確保に努めています。県が広域にわたり調整する件については、近隣市の状況を踏まえながら引き続き検討してまいります。

8　就労関連について

(1) 本市では毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針を定め、庁内向けに制度の説明や福祉施設の一覧を掲載するなど利用の促進を図り、会議録音の反訳業務、市役所の草刈り、植木剪定業務等を障害者施設へ発注しています。また、市役所本庁舎において、障害者支援施設等が製品を販売する「鎌倉ふれあいショップ」を定期的に開催しています。

本市の障害者雇用については、職務体験を積む場としてワークステーションかまくらを平成30年度（2018年度）に設置し、令和３年（2021年）１月現在７名の障害者が作業療法士や社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する支援員の下で業務に携わっています。今後も障害者雇用の促進に努めてまいります。

9　障がい者の防災対策について

(1) 災害の発生により避難所を開設する場合、障害者の避難生活への配慮は重要であると考えています。本市では障害者を含む配慮が必要な方（要配慮者）の避難施設として福祉避難所を指定していますが、災害発生後の一次避難所となる市立小中学校においても要配慮者への対応が図れる様、対策を進めています。避難所を開設した場合、避難所運営委員会が設置され、委員会での協議により避難所の運営方針が決定されます。この委員会の中で、要配慮者への対応を決定していきますが、その際に福祉施設等の要配慮者関係者にも協力を求める等して、要配慮者の避難生活に留意するとともに、訓練等を通じて啓発に努めてまいります。また、高齢者施設や障害者施設と協定を締結しており、災害発生時の要配慮者の受け入れ等に関する協力体制を継続して構築してまいります。

(2) 災害時に関係団体や各施設と協力・連携を図るため、情報通信手段の整備及び維持管理は重要と考えています。そのため、本市では防災行政通信網・ＭＣＡ無線・衛星携帯電話等の複数の手段による、平時及び災害時の情報通信を行っています。今後も関係団体や各施設と調整を進めながら、災害時の拠点となる施設との情報通信手段の更なる整備に努めてまいります。

１０　発達障がい者への支援の充実について

(1)発達障害者支援センター事業については、国の指針において都道府県及び政令指定都市が行う事業とされていることから、成人の発達障害に特化した市単独のセンター創設は困難と考えますが、本市では、障害者等の就労支援のための鎌倉市障害者二千人雇用センターを市単独予算で設置し、職場定着も含めた就労に関わる相談支援体制の充実を図っています。また、県の事業である圏域発達障害者地域支援マネージャー制度を活用するなど関係機関との連携を図りながら基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の中で対応してまいります。

１１　第６期障害福祉計画について

(1) 地域生活支援拠点等の整備については、鎌倉市障害者支援協議会での協議の他、市内相談支援事業所へ調査等を実施し、整備に向けた課題整理を行ってきました。本市では、国の指針に基づき、面的整備型を基本として整備していきます。今後も地域の需要や、既存の資源等を考慮しながら、検討を進めてまいります。

(2) 本市では既に基幹相談支援センターを設置しており、令和２年度（2020 年度）からは虐待対応における市への協力及び第 5 期鎌倉市障害福祉サービス計画上で成果目標として掲げている地域生活支援拠点等の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた市の取組への協力等を新たな委託業務に加えました。今後も機能の充実等を検討してまいります。

(3) 移動支援と日中一時支援は、令和元年度（2019 年度）から報酬単価の引き上げを実施しており、利用実績についても増加傾向にあります。なお、支給決定については、個々の状況を勘案しながら適正量での決定を行っていきます。また、成年後見制度利用支援事業については、精神鑑定費用は上限額 5,000 円、後見人等への報酬費用は上限月額 28,000 円（施設等への入所・入院の場合は上限月額 20,000 円）を助成額としており、今後も制度の維持継続に努めてまいります。